

三重県における経営事項審査の電子申請について

令和5年1月

三重県県土整備部建設業課

以下では、三重県における経営事項審査の電子申請について記します。電子申請システムの操作方法については全国共通のため、国土交通省ホームページより『建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）操作マニュアル』をご覧ください。また、三重県における経営事項審査の必要書類や審査内容等については、三重県ホームページ「建設業のための広場」より『経営事項審査申請の手引き』をご覧ください。

1. 電子申請とは何か

経営事項審査（以下、経審）における電子申請とは、インターネット上の「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）」を通じて、経営事項審査申請を行うことを指します。以下、J C I Pによる申請を「電子申請」、紙の書類による申請を「紙申請」と呼びます。

三重県知事許可を持つ建設業者は、令和5年1月10日より、J C I Pを使用して経審の書類作成等を行うことができます。ただし、電子申請による受審が可能なのは、令和5年1月24日の審査日からです。

紙申請については廃止せず、従来どおり審査を行いますので、電子申請を行うかどうかは任意です。

2. 申請方法における紙申請と電子申請の共通点と相違点

（1）共通点

- ・電子申請と紙申請で、手数料、審査内容及び結果通知方法に違いはありません。なお、結果通知は、紙申請の場合と同様、受審日の2カ月後の月の20日頃に郵送で行います（三重県では、システムによる結果通知に対応していません）。
- ・申請方法の違いによって、結果が有利又は不利になることはありません。
- ・電子申請も、紙申請と同じ日程で、各建設事務所で審査を行います。したがって、各建設事務所への予約が必要です。審査当日は、基本的には来場不要ですが、場合によっては来場を求めることがあります。

（2）相違点

- ・電子申請を受審できるのは、管内の建設事務所に限ります。
- ・電子申請の場合、予約枠は一つの日程につき先着5件までとなります。
- ・電子申請の予約締切日は、紙申請と共通の締切日と、受審日の一週間前の日のうち、早い方の日までとなります。

(例1) 紙申請と共通の予約締切日が2月10日で、2月13日が受審日の場合

⇒電子申請の予約締切日：2月5日(受審日の一週間前の日)

(例2) 紙申請と共通の予約締切日が2月10日で、2月24日が受審日の場合

⇒電子申請の予約締切日：2月10日(紙申請と共通の予約締切日)

- ・送信書類の受付期間は、予約後(ただし早くても受審日の1ヵ月前)から受審日の1週間前の日の午前8時30分までとなります。
- ・電子申請では、手数料の納付方法が電子納付のみとなります(三重県では、電子申請の場合は収入証紙による納付に対応しておりません)。
- ・電子納付は、受審日が属する月の初日から受審日の前開庁日の午前8時30分までに完了する必要があります。
- ・電子申請の審査書類は、確認書類も含めて、全て電子データ(JCIP上での入力やPDFファイル添付)での送信となります。紙の書類と組み合わせることはできません。
- ・電子申請の場合、審査終了後も確認書のチェック欄にチェックが入りません。今回の確認書を次回受審時に確認書類として添付する際、チェックが入っていないものを添付することになります。
- ・実務経験証明書を添付する場合は、事前に建設事務所の確認を受け、受付印を得てください。受付印のないものは認められません。
- ・FAXでの補正対応はできません。
- ・積み上げがある場合と、業種追加時経審を受審する場合は、電子申請では対応できませんので、紙申請で受審してください。

3. 電子申請の場合の注意点

- ・予約のない電子申請は審査対象となりません。
- ・予約時に、電子申請する旨を必ずお伝えください。
- ・書類の送信は、必ず予約した後に行ってください。
- ・予約、書類送信、電子納付それぞれの可能な期間に十分ご注意ください。期間外に行われた場合、受審できない場合があります。
- ・受付及び納付指示の段階では、提出された書類の審査は行いません(送信した書類の確認・審査は、予約した受審日当日になります)。申請者側の責任において作成及び提出された書類であることを前提に、申請された審査対象業種数に応じた納付金額が自動算出されますので、申請業種数等に誤りがないようご注意ください。
- ・納付後の審査手数料は返還できませんので、予めご了承ください。
- ・納付に係る領収書は発行できません。
- ・受審日の前開庁日になっても手数料の未納や不足等がある場合は、受審できない場合があります。

- ・電子申請で予約した後で紙申請に変更する場合（又はその逆）は、予約受付期間中かつ手数料納付前に限り可能です。
- ・いったん電子申請を行った場合でも、次回以降再び紙申請することも可能です。ただしその場合、提出書類及び確認書類は全て印刷が必要です。
- ・添付ファイルはA4サイズのPDFとし、画面（ブラウザ）上で回転させなくても読めるようにしてください。PDFファイル名はシステム上で自動的に変更されますので、アップロード時のファイル名は任意です。
- ・当日中に補正対応できない場合は取り下げを求める場合があります。取り下げが行われなければ翌月等に申請し直すことはできません。なお、いずれの場合も返金はされず、申請し直す場合は再度納付が必要です。
- ・開庁時間外のお問い合わせやご連絡には対応できません。

4. 電子申請の流れ

(1) 予約

電子申請を受審できるのは管内の建設事務所に限られますので、必ず、管内の建設事務所へ予約してください。予約締切日は、紙申請と共通の締切日と、受審日の一週間前の日のうち、早い方の日までです。予約時には、電子申請する旨を必ずお伝えください。

(2) 書類送信

予約後（ただし早くても受審日の1ヵ月前）から受審日の1週間前の日の午前8時30分までに、JCI P上で、予約先の建設事務所へ書類を提出してください。書類送信の数日後、建設事務所からJCI P上で納付指示が届くので、日ごろからJCI Pにログインして納付指示の有無を確認してください。なお、場合によっては補正指示を行うことがあります。書類不備がないよう送信前に確認を行ってください。

(3) 電子納付

JCI P上で納付指示があったら、指示された金額を電子納付してください。電子納付は、受審日が属する月の初日から受審日の前開庁日の午前8時30分までに必ず完了してください。なお、受付及び納付指示の段階では、提出された書類の審査は行わず、電子納付後は、返金できませんのでご注意ください。

(4) 受審当日

受審当日は、システム及び電話で補正指示や内容説明を求める場合がありますので、必ず、予約時間帯にシステム操作及び電話に対応できる体制をとってください。速やかにご対応いただけない場合は、審査を完了できない場合があります。

(5) 結果通知

J C I P の書類ステータスが「審査済」となったら、審査終了です。紙申請の場合と同様、受審日が属する月の2カ月後の20日頃に結果通知書が郵送されますので、確実に受け取ってください。

5. システム操作方法について

J C I P の操作方法については全国共通のため、国土交通省ホームページより『建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）操作マニュアル』をご覧ください。また、三重県における経営事項審査の必要書類や審査内容等については、三重県ホームページ「建設業のための広場」より『経営事項審査申請の手引き』をご覧ください。

システムの操作方法に関するお問い合わせは、（一財）建設業情報管理センターの専用窓口へお願いします。

システムの操作方法に関するお問い合わせ先

J C I P ヘルプデスク TEL:0570—033—730（ナビダイヤル）

6. 電子申請書類の取扱いに関する補足事項

J C I P の操作方法については上記5のとおりですが、三重県の経審における電子書類の取扱いについては補足事項がありますので以下に記します。

- ・書類作成年月日は、受審予定日としてください。
- ・納税証明書などの公的機関にて取得する証明書等については、紙申請において写しも可となっているものは写しをPDF化したものでも構いませんが、原本が必要な書類は原本をそのまま（複写せずに）PDF化してください。なお、紙申請の場合の取扱いについては『経営事項審査申請の手引き』をご覧ください。
- ・原本が必要な書類は、改めて原本を確認する必要があるときには提示を求める場合がありますので、その場合は速やかに提示できるように必ず保管してください。
- ・J C I P 上の申請画面で、「その他添付ファイル」グリッド内の「書類名」一覧において、初期状態で表示されていない書類を添付する際は、「追加」ボタンをクリックして、必要な書類を添付してください。なお、操作方法是申請者マニュアルの確認書類の添付に係る頁を、必要な書類名は『経営事項審査申請の手引き』の提出書類・確認書類一覧表をご参照ください（電子申請の場合も、必要な書類は紙申請の場合と同じです）。
- ・令和5年1月時点において、J C I P でのデータ連携による入力が可能になる書類及び連携の概要は、下記のとおりです。詳細は、国土交通省ホームページで『建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）操作マニュアル』をご覧ください。

①納税情報

⇒納税時に e-Tax 登録済であることが必要かつ、連携時に ID 入力、パスワード入

力、マイナンバーカードの電子証明パスワード（カードライターで読み取る、個人用のもの）の入力が必要。

※ＪＣＩＰで添付される「納税情報」は「納税証明書（その１）」ではありませんが、経営事項審査では電子申請に限り認められます（紙申請では不可）。詳しくは下記の国土交通省ホームページをご覧ください。

https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

②経営状況分析結果通知書

⇒連携時に経営状況分析機関の認証キーが必要です（キーについては各分析機関にお問い合わせください）。なお、経営規模等評価申請書の項番１７「自己資本額」、項番１８「利益額」、項番２０「分析機関番号」の欄について、自動入力はありません。

③技術検定合格証明書（国土交通省実施の検定で、登録済の合格証明書に限る）

⇒連携時に資格番号の入力が必要。

三重県における経営事項審査の電子申請方法についての説明は以上です。上記に加え、国土交通省ホームページの『建設業許可・経営事項審査電子申請システム（ＪＣＩＰ）操作マニュアル』及び、三重県ホームページ「建設業のための広場」の『経営事項審査申請の手引き』を併せて参照してください。また、各建設事務所の窓口および本庁建設業課では、システムの操作方法に関する電話等での説明・対応はおこなっておりません。操作方法についてはマニュアルをよく読んでいただき、不明箇所がある場合やシステムの不具合が発生した場合は、「５．システム操作方法について」に記載したヘルプデスクへお問い合わせください。